

商標権	判決年月日	令和元年5月30日	知財高裁第2部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10176号	
<p>○ 「リブーター」の片仮名を横書きしてなる商標は、指定商品が再起動装置又は再起動機能を有する電源制御装置である場合は、商標法3条1項3号の商標に該当し、指定商品が再起動機能を有さない電源制御装置である場合は、商標法4条1項16号の商標に該当すると判断した事例。</p>			

(事件類型) 審決(不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法3条1項3号, 4条1項16号

(関連する権利番号等) 無効2017-890087号

判 決 要 旨

1 本件は、「リブーター」の片仮名を横書きしてなる登録商標(以下「本件商標」という。)についての無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、本件商標が商標法3条1項3号, 4条1項16号に該当する商標といえるかである。

2 本判決は、概略、以下のとおり判示して、無効審判請求を不成立とした審決を取り消した。

(1) 「リブート」は、「reboot」という英語を片仮名で表した語であるところ、「reboot」は、再起動するという意味の動詞であり、また、「リブート」は、コンピュータなどを再起動することを意味する語として、各種の用語辞典(用語事典)に掲載されており、さらに、多くの雑誌やウェブサイト、さらには公開特許公報にも、上記の意味で使用されていることからすると、「リブート」という語は、再起動することを意味する普通名称であると認められる。そして、証拠によると、情報・通信の技術分野では、英語を片仮名で表した言葉が非常に多く存在すること、一般的に、英語の動詞の語尾に「er」、「or」等を付することにより、当該動詞が表す動作を行う装置等を意味する名詞となり、「エディタ」、「エンコーダ」、「カウンタ」、「デコーダ」、「プリンタ」、「プロセッサ」等、動詞を名詞化した語も多数存在することが認められるから、情報・通信の技術分野に属する者は、「リブーター」から、「reboot」の語尾に「er」を付した語である「rebooter」を容易に思い浮かべるものと認められる。

さらに、証拠によると、コンピュータやルーター等の機器を再起動する装置の需要があり、実際にそのような装置が販売されていることが認められるところ、このような再起動装置を「リブーター」又は「リブータ」と呼ぶ例があることが認められる。これに対し、本件証拠上、「リブーター」の語が、他の意味を有するものとして使用されているという事実は認められない。

以上からすると、情報・通信の技術分野においては、通常、「rebooter」及びこれを片仮名で表した「リブーター」は、再起動をする装置と理解されるものというべきである。

したがって、「リブーター」は、再起動装置の品質、用途を普通に用いられる方法で表示する語と認められるから、指定商品が再起動装置又は再起動機能を有する電源制御装置である場合は、本件商標は、商標法3条1項3号の商標に該当するというべきである。

(2) 再起動機能を有さない電源制御装置に、「リブーター」という語を使用すると、需要者、取引者は、当該電源制御装置が再起動機能を有しているものと誤解するおそれがあるというべきである。

したがって、指定商品が再起動機能を有さない電源制御装置である場合は、本件商標は、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあり、商標法4条1項16号の商標に該当するというべきである。